

放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会(第5回)

議事要旨

1. 日時

令和7年9月24日(水)10時00分～11時30分

2. 場所

901会議室(中央合同庁舎2号館 9階)及びWEB会議

3. 出席者

(1)構成員

宍戸座長、上田構成員、落合構成員、音構成員、翼構成員、林構成員

(2)オブザーバー

一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、

一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟

(3)総務省

豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官、

井田情報流通行政局総務課長、佐伯放送政策課長、坂入放送業務課長

4. 議事要旨

(1)一般社団法人日本民間放送連盟からの発表

一般社団法人日本民間放送連盟から、資料5－1に基づき、説明が行われた。

(2)論点整理(案)

事務局(坂入放送業務課長)から、資料5－2に基づき、説明が行われた。

(3)意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【宍戸座長】

冒頭、前回の本会合におきまして、深水構成員から民放連様に御質問をされました。それについて御回答の準備ができたということでございますので、まず、先にそちらを御紹介いただければと思います。

【日本民間放送連盟】

前回の検討会で深水先生から受けた御質問は、大規模な放送局と非上場の小規模な放送局とで、取引の構造上、問題となるリスクが違うのか、違うとすればどう違うのかという御質問でした。民放連会員社に対して行った「経営ガバナンスに関するアンケート調査」調査結果の5ページです。「企業経営におけるリスク」について、17分野について分析し、2本の棒グラフの上側が「リスクが大きいと感じる分野」、下側が「過去数年に実際に対応を要した分野」です。上位に並んだ「営業収益の先行き」「人材確保」「メディア接触の変化」「コンプライアンス徹底」は、リスク認識におきまして、全社と事業規模の大きい東京、大阪、名古屋のテレビ15社の数値を比較したところ、両者の乖離はほとんどありませんでした。

リスクが大きいと感じる分野の回答におきまして、規模の大小でリスク認識に乖離があったのは、「番組制作会社や外部スタッフとの関係」「番組出演者や芸能事務所との関係」の2つでした。「番組制作会社や外部スタッフとの関係」は全社の31%がリスクが大きいと感じると答えたのに対して、東名阪の15社は73%でした。31対73です。また、「番組出演者や芸能事務所との関係」は、全社20%に対して東名阪15社は73%という高い数字でした。これは多様なジャンルの番組を多数制作し、芸能事務所や番組制作会社との取引を行っている東名阪テレビ15社の特徴が起因したものだと考えています。

したがって、リスク認識において全社の数値が東名阪テレビ15社の数値を上回った分野は少なく、「営業収益の先行き」と「地域の人口減少・マーケット縮小」の2項目でした。非常によく分かる認識だったと思います。当然ながら、企業規模が大きい東名阪テレビの方が全体的に各分野のリスク認識や対策の進み度合いは高いのですが、番組制作会社や外部スタッフと、番組出演者や芸能事務所の2項目以外は、企業規模による違いはそれほど大きくないというのが私たちの分析です。

以上、御質問にお答えしました。よろしくお願いします。

【林構成員】

本日は大変重要な会だと思いますし、大変重要な部分について御説明をいただきまして誠にありがとうございました。大変頭が整理された気分であります。そこで、まず民放連とそれから事務局に1問ずつ質問をさせていただければと思います。

まず民放連に対してですけれども、先ほど御説明があったように、民放連の定款変更の話が出てまいりました。これまで3条が目的で4条が事業と書いてあって、これまでコーポレートガバナンスに関する事業を行うということが読み取れなかったので、先ほど民放連から御言及があったように、4条に会員社のコーポレートガバナンス活動を実施すると、これを書き込む方向で検討されるということでした。

今後、そういう書き込みがなされた場合に、あまり想像したくないことですけれども、また将来、フジの事案のようなコーポレートガバナンス不全に起因する経営不祥事があった場合に、どのようにエンフォースメントあるいはサンクションを行うのかということあります。具体的に言うと除名といった措置もとれるようにするのかをお聞きしたいと思います。

これまでの民放連からの除名に関しては、放送局の経営問題で除名したことはなかったと思います。例えば「発掘！あるある大辞典Ⅱ」の事案がすぐ思い浮かびますけれども、あれは重大な放送倫理違反に基づくもので、本件とは問題の性質が異なります。あるいはCM間引き事件でも、これは静岡のどこかのテレビ局が除名されたことがあったと思いますけれども、これも、調査と違うことを言っていたので民放連の名誉を傷つけたことで除名したものです。いずれもその放送番組とか放送倫理の向上という民放連の目的に反するから定款上の処分をしたもので、今回のフジテレビの事案はそういう意味では除名には至っていないと理解しているわけですけれども。

ただ、放送業界、視聴者等、まさに先ほど御言及があったステークホルダーに対する信用を失墜させたという意味では、過去の除名事案と匹敵する、あるいは凌駕すると言っても過言ではないもので、最終的には伝家の宝刀としてということだと思いますけれども、除名も含めてエンフォースメント手段を整備すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

事務局様への質問も続けさせていただきます。

5ページの4ポツ目のところで、国としても行政としても必要に応じて適切に関与することが書かれていますけれども、今回はそのガバナンス指針について、民放連として指針をつくることにして、総務省、国としてはガバナンスコードをつくったり直接モニタリングするのではなくて、業界の自浄作用でやる、自浄能力に期待するということです。

一つ懸念しているのは、もちろんこれでいいと思うのですけれども、こういった取組について社会に理解してもらう、あるいは納得してもらえるかどうかが大事ではないかと思っています。我々は、ここにおそろいの先生方も釈迦に説法で、放送の自主・自律を旨として国家による介入というのはできるだけ謙抑的でなければならないというのは大原則の不文律として日々胸にしているところですけれども、社会一般あるいは個々の視聴者の感情あるいは認識からするとそれでよいのかと、微温的ではないかと不満を持たれるおそれはないのかということを若干気にしておりまして、例えば金融だと、金融庁が業界に対して望んでいるスタンスは全然違うわけです。

そこで、この放送業界の特殊性といいますか、あるいはこの業界に対する国家のスタンス、向き合い方の特殊性を重視というか強調した上で、そこを社会にどう理解してもらえるのかがないと、ここの取組の方針が十分に社会一般に理解してもらえないのではないか、我々の意図が理解してもらえないのではないかということを若干危惧するものであります。そこの伝え方というか、そこを事務局におかれましては留意していただければ大変ありがたいと思っております。

【日本民間放送連盟】

定款第4条を変更してガバナンスの向上を民放連の事業として入れた場合に、現行の処分ができるのかとの御質問だと思います。

新しいルールの下でも定款上の処分、会員活動の制限や除名はこれまでと同様に行われる可能性はあります。ただ、定款の4条に追加して手続きとして問題ないかは改めて考えなければいけないため、検討中だと思っていただければと思います。

民放連は会員社を代表して放送事業の遂行に不可欠な契約や協定を幾つか交わしています。除名された場合、当該社はその点から外れることになる。具体的には、例えば著作権管理事業者との著作権処理や、IOCから獲得しているオリンピックの

放送権、通信事業者との間で番組を制作した局から系列局に番組を中継するテレビ中継回線も民放テレビ全体で作っていますが、そうしたものから外れなければいけない。いずれにしても当該社は非常に甚大な不利益を被ることになると承知しています。また、話は変わりますがBPOがあります。不祥事を起こした当該社の番組の審理・審議が行われなくなりますので、放送内容の適正性を担保する仕組みからも外れることがあります。社会的信用を失うことにもなりかねません。については視聴者・国民の信頼が根幹にあるので、除名は経営に大きな影響を与えると考えています。新しいルールの下で、既存の定款の処分、会員活動の制限と除名についてしっかり考えていかなければいけないと思っています。

【坂入放送業務課長】

事務局でございます。

林構成員の、社会に対して十分理解してもらうことが必要ではないかという御指摘、大変重要な御指摘だと考えてございます。総務省といたしましても、社会からのきちんとした理解に基づいて、今回のガバナンスの確保に関する取組を進めていきたいと考えてございます。まずは、今後も予定しておりますこの検討会の取りまとめの中において、丁寧に説明していくこと、その上でパブリックコメントも予定してございますので、そういう中で理解を深めていく取組をしていきたいと思います。また今後も、その伝え方についていろいろ御意見があれば事務局の方にいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

【林構成員】

ありがとうございました。よく分かりました。

前者については検討中ということで理解いたしました。堀木専務理事も仰せのようにいろいろな考慮事由があると思いますので、総合的に御検討いただければと思います。

後者についても了解です。

【宍戸座長】

今の林構成員の御指摘のうち民放連へのものについて申しますと、ごく一般論として全ての団体に共通して、その団体の抽象的な目的に違反する非常に重大なことを構成員が行った場合に、一般的な権限として除名を含む処分を行うことはもともとあり得るし、民放連においてもこれまでそういう状況だっただろうと思います。

それが今回、民放連がお考えのように、具体的に定款を定められて、その定款の下でガバナンス強化のための取組を機関決定を行われた上で進められる。そこにおいて重大な違反が起きた場合に、抽象的に言えば従来処分の対象となっていたものがある意味で具体化していくという部分はあるのだろうと思います。ただその場合でも、手続が適正に行われなければいけないとか、今おっしゃいましたように、言わば制裁あるいは抑止のための手段として、それが必要で効果的かといった点を含めて、今後さらに御検討の中で詰めていかれる話なのかなと、伺っていて思ったところです。

また、林構成員の後段の、総務省への御指摘の部分ですけれども、まさに今、御指摘いただいたことを資料の5-2で申しますと、2ページの、ガバナンス確保に関する全体としての取組の目的の部分で、放送の自主・自律と、まさに自主・自律の存在であるべきだからこそガバナンスが求められるという点を、今回、まずは我々の考え方を示して世に問い合わせ、あるいはご理解をいただく。

同時に、10ページに書いてありますけど、それが1回限りのものではなく、それは民放連あるいは民放事業者だけでなく、社会全体としての取組もそうであって、それを担う行政としてもフォローアップの仕組みに関わっていくという構造になっているのかなと思います。

この点も含めて、さらに構成員の皆様からアイデアや考え方をいただければと思っております。

【異構成員】

異でございます。私から民放連にコメントと質問がございます。

まず、今回、民間放送ガバナンス指針をおつくりいただいて、これを基にガバナンスの強化の活動をしていくということで、私は大変重要な取組だらうと思っております。放送事業者のガバナンスの在り方として、基本的には各放送事業者にまず自分のところのガバナンスの改善を自主的にやっていただきつつ、民放連がそれを適宜取りまとめて助言・アドバイス等をしたり、公表したりなどの活動をされていくというの

は、放送事業の自主・自律という観点からもそういう形でスタートするのが望ましいと思いますし、自主規制の一般的な在り方としても自然だと思いますので、この枠組み自体には私としては納得がいったところです。

コメントとしては、社外取締役や監査役の役割が重要であることを指針の中で触れていただいておりますけれども、先ほど来申し上げているような流れで、各事業者の自主モニタリングをまずは基礎とするということありますと、その自主的なモニタリングの中にもなるべく第三者なり外部の目を入れていくのが一つポイントになるとと思います。御報告されていたように、会員各社のガバナンス体制というのは様々なので、どういう組織を置いてどうやってくれということを事細かに指示するのはなじまないのだと思いますが、自主モニタリングの中で外部の目を入れていくことについて、民放連としてもこの指針の運用上、気をつけていただくのが大事なのかなと思った次第です。

以上がコメントとして、もう一つは質問なのですけれども。指針を御紹介いただいた後にガバナンス強化活動ということで、ガバナンス検証審議会(仮称)というものを設置することを書かれていたかと思います。この審議会は、資料5-1の3ページに明確に書いてあると思うのですが、ガバナンス上の重大な不祥事が会員社に発生した場合に、審議会としてはその報告を求めて再発防止の助言を行っていくことになっていますので、言わば有事の際というか非常に大きなガバナンスの問題が生じた際に活動する機関のように見受けられるのですけれども、この検討会で度々話題になっておりました平時の取組としてのガバナンスという点では、この検証審議会が何らか活動することを想定されているのかということをお聞きしたいと思っております。

関連しまして、3ページ目の2段落目には、恐らく今私が申し上げているその平時のガバナンスという局面は「審議会に下部機構を置くことを検討する」というところかなと思うのですけれども、だとすると、その下部機構は具体的にどういうものを想定されているのかも併せて教えていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

【日本民間放送連盟】

1点目のコメント、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、恐らく規模や会社の在り方に応じて変わらるのだと思いますが、外部の目がモニタリングに

入ることについては、民放連として資料の作成や研修の際に伝えることができればと思いました。

2点目のガバナンス検証審議会について、平時と有事の両方に対応する組織と位置づけています。御指摘のとおり、平時の活動は、会長・副会長が対応するより、もう少し実務的な話になりますので、役員クラスの下部機構を置いて議論するということと、審議会に入っていただく外部の専門家の御助言をいただきながら進めることを考えています。

ただ、年に1回モニタリング、各社の自主点検結果を公表することにしておりますので、審議会に報告して民放連が公表していく形でのコミットメントはあると考えています。親会の審議会は常時設置していますが、毎月会合を行うという組織体はイメージしていません。ただ、重大な局面では審議会で対応し、日常的な活動は下部機構が対応するようなイメージを今のところ考えています。

【翼構成員】

ありがとうございます。大変よく分かりました。

【落合構成員】

まず、民放連におかれでは定款変更まで含めてといいますか、その部分が団体のありようとしては一番大きい変化をもたらされるところだと思いますし、私も金融庁の設置しているような自主規制団体の代表理事などをやっているところもございますので、そういう意味では非常に重い決断をされたと思っております。これは今回御発表いただいたコーポレートガバナンスの強化に関する基本的な考え方の中に指針を定めていただいておりますが、それ以上に、そもそも自主規制という役割を担っていただくことを明示していただいたということは、極めて重要な進展だったのではないかと思っております。

何点か意見として申し上げたいところがあるのですけれど、そのうち何点か述べてまいりたいと思います。

まず1つ目が、先ほど少し林先生との間でも議論があったと思いますが、過去に既に除名といった処分もされていましたとか、また前回の検討会でも、アンケート調査などの結果もしっかりと全社から既に集めていただいている組織体制もあり、そうい

った民放連の信頼を損ねたので除名というお話もあったと思います。さらに必要な施策を行っていくときに、しっかり会員各社にも歩調をとって動いていくことを、これまでに既に実施されてきている実績がある中で、さらに一層ということではあると思います。そういう意味では一定の実効性をより確保していく取組なのだろうと思っています。

今回の取組の実効性が評価できるかどうかは様々な意味で、いろいろ各所からの御意見が今後出てくる中で、そういった仕組みを確保しているのだということは極めて、各社の御理解をいただくに当たって重要ではないかと思います。これまでのそういった実績も踏まえながら、さらに一層取組を進めていただいていることを最終的な取りまとめの整理の中には入れていただくことが大事なのかなと思います。また、その中で本日、前回もちょっと議論させていただきましたが、仮に除名になった場合には、オリンピックの話もございましたし、放送に係るある種の民放連が提供されているインフラとの関係でもアクセスができなくなるということで、これは極めて強い仕組みが付随的なものとして除名に伴っているのではないかと思っております。

これは先般、経産省の方でアジャイル・ガバナンスのバージョン4の報告書も出されていてパブリックコメントにかかっておりましたけれど、そういった中でも、例えば金融ですか製薬をはじめとする一部の規制業種においては、例えばこういった業務停止ですか政府との取引から締め出しといった付隨的な処分が発動され、その内容次第ではビジネスの継続に甚大な影響が生じるということで、そのため企業は履行する強いインセンティブが生じ、合意条件に従って企業犯罪が解決されたりだとか様々な問題解消、再発防止の実践が確保されるのではないかと、こういう報告もなされているところではあります。

そこの経産省の報告書でいうところの付隨的な処分が十分な強度のものがあるよう思いますので、これはそういったものが伴い得るものなのだとということを、最終的に明記をした方が、多分、政治とかのいろいろな先生方からの御指摘がある中で、恐らく大事なポイントになってくるのではないかと思います。そういう意味では、理論的にも一定程度強いファンクションが付隨的処分も含めてかかっていることを整理できるといいのかなと思いました。これは御質問等というよりは意見で、1点目です。

2点目といたしましては、今回、民放連の方で取りまとめていっていただいた中で、平時のものと実際の問題が発生したタイミングでも併走していことは、大事なポイント

だと思いますので、この平時と有事の2段階に分けて整備をしていっていただいて、要するに平時からガバナンスの向上に関する取組を継続して行っていくことを表明されている点も、整理の中で明確に評価をしていくことが大事ではないかと思っております。

第3点といたしましては、これは規制改革推進会議で過去に議論していた関係でございますが、公開性ですとか透明性、それに伴った説明責任というのは、過去の自主制作比率等にも関する議論で、どういう形で事業の継続可能性についてしっかり外から見えるようにしていくのかという議論をさせていただいた内容にも沿っている内容であると思っております。最終的な今回の目的としては、地域情報の発信であったり、先ほども地域のセンターというお話が民放連からもあったかと思いますが、そういった点を確保していくと。それに当たっては、公開性、透明性、説明責任を果たしていくことは、非常に重要なプロセスではないかと思っておりますので、そういう意味では一つ、確かに第2次から第3次の報告書のときに議論を主にさせていただいて、ある種、宿題としては若干残っていたのかなと思っていますが、今回その宿題というのを一部実行していただいた側面があるのではないかと感じております。

最後2点ほど御質問を含めてというところがございます。

1つ目が、まず、これは今回の実施をしていくに当たって、恐らくこれは今回の指針だけではなくて、ガイダンスという部分により内容的なものが入ってくるところではないかと思っております。ただ一方でなかなか、ガイダンスをちょうどいい内容になるようにつくっていくというのは必ずしも容易ではないところもありますし、例えば人権等の諸課題も重視されるものも時代によって変わってくることもございますので、そういった中では1回で正解にたどり着くことはなかなか難しいだろうと思いますし、これは民放連がということではなくて、誰がやっても多分そういうことだろうと思っております。

そういう意味ではこのガイダンスを、何となくこの文面で書かれていたものをコピーして、それをやってしまえばオーケーだとなってしまうと、やはり最終的に取組としての内容の適切性が十分確保できないということになる可能性があると思います。本当に事業の継続可能性にしっかりと役に立つような、実質的に各社の置かれた立場にとって意味がある取組をそれぞれ考えて、していっていただけるようにする側面で、ガイダンスの内容についてもアップデートをしていっていただくことが大事ではないかと思っております。

そういう意味で、平時の取組も行われていく中で、ある種の一部のモニタリング的な要素もその中に含まれるのかなと思いますので、一度できている指針とそのガイダンスを実施していく内側のループがあるのと同時に、そのモニタリングのプロセスを踏まえてガイダンス自体も見直しをしていきながら放送事業者の向上を図っていただく、こういう二重のループが回っているような形になるといいのではないかと思っています。こういった継続的な取組を、ガイダンスについては特にアップデートを行っていっていただくことができるかどうかが、まず民放連に1点お伺いしたいところです。

第2点としては、これで最後になりますが、リスクベースについて考えていくことも重要であろうと思っております。これは、ガイダンスの要求事項が、恐らくキー局ですか大規模な民放の方々と、それこそローカル局で規模がかなり小さいところ、場合によっては極めて人員等も限定されるような場合もあろうかと思っております。そういった意味では、そのガイダンスの内容が、比較的小規模の企業にとって、ある程度リソースを経なくてもできるようにしておくことは重要ではないかと思っております。

他方でモニタリングという側面では小規模企業の方が、先般来議論しておりました経営基盤の確保に当たってCMが止まったりすると、重大な影響を比較的簡単に受けてしまう可能性もあると思いますので。ガイダンスの要求事項自体は小さい企業にとっては比較的簡単にしていただきつつ、特に有事の発動であったりですとか、そのときの運用になるとは思いますが、モニタリングで危なそうなところを見ていっていただくのは、小さいところはより細やかに注意深く見ていただいた方がいいのではないかと思います。そういったリスクベースのガイダンスの考え方やモニタリング等の運用を考えていただければと思いましたが、いかがでしょうか。

この2点について、民放連にもお伺いしたいと思いました。

【日本民間放送連盟】

ガイダンスは書き過ぎても書かな過ぎてもいけないと思っています。本検討会でも、段階的に整えてアップデートを忘れないでほしいと何度も御指摘がありました。私もももそう思っており、最初から100点満点を取れるものではありませんし、そもそも定款を変更して民放連の事業活動に初めて加えることなので、最初から「これです」というわけにもいきません。

ただ、放送法108条には災害放送の義務があります。また聴覚障害者向けの放送の義務も4条にあるのですが、こういう放送を「しなければならない」と書いてある。書いてあることは少しだけなのですが、災害のときに情報を採るためにヘリコプターや中継車を用意するなど、放送法における責務ですから、しっかりリソースを押さえなければいけないことでもある。これもある意味ではガバナンスだと思っています。

今回、企業系のコンプライアンスやガバナンスに注力することになりましたから、同じように考えています。自主・自律と申し上げているのは、書いてあることが少なくても、そこから自社の事情やリソースを考えて最大限努力をする。放送で培ったことがありますから、今回の新しい取り組みでも会員各社はそのように考えてもらえるのではないかと期待しています。一度ガイダンスを作ってもずっと同じではないと思います。

それから、リスクベースの話がありました。小規模の放送局を細やかにフォローしなければいけないというのは、当初から民放連の中でも話していることです。一律の適用はなかなか難しいと最初に申し上げたのは、その意図からですので、そう言ったからにはきちんとフォローしたいと考えています。

【上田構成員】

ありがとうございました。

まず民放連におかれでは、相当短期間に、そしてこれまでお話を伺っていますと、会員各社の多様性が幅広い中で、こういうものをつくれたこと、本当にすばらしいお取組だと拝察しました。定款4条の改訂もされるという点、この事業内容そのものというものが放送事業者の根幹に関わるもので、社会的意義に関わるところにガバナンスの取組も書かれるということで、大変真剣なお取組であるのだなということを改めて感じたところでございます。特に今回の指針につきましては、企業規模もガバナンスの体制も多様だと、そういう中で事業者に共通の公益性、人権の尊重、そしてコンプライアンス、それを踏まえた上の透明性、説明責任であり、それぞれの事業者によりフィットした形のガバナンス体制の構築を目指してほしいという本質が入っているのだと思いました。

とりわけ、最も重要なのが、この透明性の向上の最初の部分、社会全体がステークホルダーというところだと拝察いたしました。これはまさに公益性を踏まえており、これが放送事業者が置かれている固有の、そして特別な存在意義であり、ここは大変

重要な言葉を明文化していただいたと思いました。

他方、この指針は網羅的で大局的な内容だと思います。各規模とか経営体制の多様性については、前回、数十人規模の会社もあるというお話もありましたけれども、そういうところでも必ず対応すべきことを文書化したものという意味で、ある意味ミニマムスタンダード的な設定水準なのかなと思いました。したがってこの指針については、まず各事業者におかれではこれを受け入れて実施するという、先ほど民放連から御説明があったアプライ・アンド・エクスプレインは、ベースの部分であろうと思います。具体的にどういうふうに実施したかというエクスプレインが、ステークホルダーとか社会からの信頼性とか透明性という点では重要なのかと拝察いたしました。

この点では、落合先生からも御指摘がありましたけれども、具体的にどう行動すればいいのかについて、恐らく認定持株会社およびその関連会社のように、上場しているがためにガバナンスの取組みにさらされているお会社については当然されていると思うのですが、そうではないお会社については具体的にどうすればいいのかとかお悩みもあるかと思います。今後、民放連においてお取り組みされるということではあるのですが、やはりここでガイドラインあるいはガイダンスのようなものがあると、具体的な行動のありようが理解できるのかなと思います。どういう行動をすればこの指針に従つたものになるのかというような形でサポートする、支援する文書があるといいのかなと思いながらお聞きしていたところです。その点、先ほどのQAは大変参考になりました。

それを踏まえると、この5の適切な経営体制の確立というところで、取締役会の重要性を御指摘いただいているが、これは大変重要なところを明確化していただいたと思っております。この点、上場会社向けのコーポレートガバナンスコードが、コーポレートガバナンスの定義について、株主をはじめ顧客・従業員等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明、公正かつ迅速果断な取組と書いてあって、まさにステークホルダーへの配慮ということが明記されています。これはまさに、ガバナンスとは何かという問題で、この上場会社向けのガバナンスコードは、公益事業を行つておられる放送事業者においてもまさに共通だなど感じたところでございますので、こういう視座をもつてというところも書かれるとよろしいのかと思いました。

最後になりますが、この指針は実はつくるのが目的じゃなくて運用していくことが一番大事です。ガバナンスの議論では、仮をつくって魂を入れるというのですが、立派

な形をつくっても実質を入れることが大事だということを昔から言われております。その意味で、放送事業者の取組状況についての見える化、透明性は大事になるわけですが、それを踏まえたレビュー、モニタリングのプロセスの構築——PDCAサイクルだと言う人もいますが——というのが大事になろうかと思います。指針の作成はそれがゴールではなくて、まさに先ほどの定款にも書いてありましたが、これは不断の継続的な取組とし、改訂も予定した設計にされるとよろしいのではないかと思いました。

実はこの点、コーポレートガバナンスコードやスチュワードシップコードにも定期的な見直しを予定していることが書いてあるのです。あらかじめ見直すものであると入れておかれるに、これは必ず社会の関係性において変わるものもありますので、民放連において運用がしやすくなるので、そういうものを予定されるとよろしいかなと思いました。

最後、全体的な所感になりますけれども、今回の議論の全体もそうなのですが、一事業者における人権侵害問題を契機として、それまで信頼性を持って拝見していた事業者においては、その取組ができていないというよりも、脆弱性が露見したというところだと思っています。実際、前回の御調査の内容を見ていても、社外役員も採用されておられ、ガバナンスに対する意識もしっかりとあるというのは新しい発見でもございました。こちらのペーパーにもあるのですが、社会のインフラである放送事業でありますし、これは国の安定にとっても大変重要なものでございますので、やっぱりこの取組自体、指針もそうですし、それを公の目でモニタリングしていく、サポートしていく仕組みも含めて、これを一過性のものとせずに継続的な取組とされるようにしていただけるのが重要かと思います。

そういう意味で民放連のお役目は大変重要だと思いました。この会議の中で銀行協会について説明があり、一般事業法人で、特別法に基づくものではないが、行政との橋渡しであるとか業界へのサポートにとどまらない、より指導的な立場を発揮されておられると認識しています。そういう意味で、もともと独立の事業者が集まった団体でなかなか難しいのかもしれません、社会から見るとどうしても民放連は注目される存在ですので、その事業の公共性、公益性を踏まえて、ぜひ民放連の活動自体もより高度化され、実効性が高まるような形で会員社と対話をされることを期待しているところでございます。

最後に、本日NHKもおられるということです。前回、別の先生からNHKも対象といふか同様の枠組みに入るのではないかみたいなお話をあったかと思います。実際、NHKはしっかりとこれまでガバナンスに関するお取組をされておられるのは十分押察するところではあるのですが、一方で今回の会議は放送事業者を対象としており、人権、コンプライアンスということが主なスコープになっているのであるとすれば、NHKも公共放送であったとしても、ここは共通の部分も多いのかなと思ったところです。

【日本民間放送連盟】

御意見ありがとうございます。

放送事業において、なぜガバナンスが必要なのかは会員社も重々分かっていると思いますが、改めて私たちには放送法で課せられた責務がありますので、その責務をしっかりと果たさなければいけないミッションがある。そのミッションを確保し遂行するためにはガバナンスが必要だということは、最近、会員各社の社長と話すことがあるのですが、皆さん、そうした気持ちになっているようです。「きちんとやっているつもりなのだけれど」という人も多いのですが、正すところは正して、改めるところは改めて、アップデートの機会としたいのは、皆さん共通しているのではないかと思いますので、今日伺った御意見を参考に、また考えたいと思います。

【音構成員】

本日、民放連から御案内をいただきました取組に向けた方向性、非常に短い間で御用意されたと思いますし、まだ検討中のところもあるうかと思います。

私から幾つかコメントをさせていただければと思うのですけれども、そもそも今年の頭に起こった今回の事案というのは、去年の12月に週刊誌が報道したところで始まったと認識をしています。メディア研究、ジャーナリズム研究をしている立場からしますと、メディア、ジャーナリストの役割としてしばしば言われるのは環境監視ということです。よくウォッチドッグという言い方をしますけれども、ウォッチドッグは権力監視という言い方で訳されると思うのですが、もう少しこの環境監視論というのは幅広くて、社会で起こっている様々な出来事をチェックすることにもつながるということからすると、週刊誌報道が放送局のマージンスキヤンダルを報ずること自体が環境監視、言うなれば、ジャーナリズム界における相互のチェックが行われている。そのチェックが行

われること自体も非常に健全だと言うことができると思います。他方において、それをやり過ぎるとスキャンダリズムということになるわけですけれども。

そのことからすると、今日の一番最初に堀木専務理事から御案内いただきましたけれども、この件を受けて民放連では春先から様々な組織を用意されて、その中で対応策を示されてきたかとは思うのですが、やや社会全体からすると、その週刊誌報道等の方が圧倒的に人々、社会からはチェックをされ、言うなれば、どれだけ対応したのかというところは少々見えにくかったのではないのかなと思います。逆に、今回御提示いただいた、まさに本格的な対応をしようとしているところが見えてきたのではないかなと思います。

その上でなのですけれども、今回、事務局の方でも御紹介いただいた、これまでの論点整理、非常に丁寧にまとめていただいて非常にありがたいと思います。5ページ目の論点の一番最後のところ、行政は、経理的に基づく経営基盤の確保や、基幹放送普及計画に基づく放送の普及・健全な発達のための適切性に着目をして、放送事業者の自主・自律に十分配慮する。そこですけれども、これは番組内容等への介入にならない範囲において、必要に応じて適切に関与することとしてはどうかという御意見だったと私も認識しております。

重要なのは、自主・自律がまず第一、なおかつ番組内容に対しての介入にならないような範囲において必要に応じて適切に関与することの議論、これはまだ議論中だと思うのですが。私の発表のときも少し触れさせていただきました2007年の「発掘！あるある大事典Ⅱ」の案件のときには、当時ちょうど国会が開いていて、再発防止計画の提出を求めるにかかる制度というのが準備をされて、最終的に廃案になり、BPOに放送倫理検証委員会が設置されたと理解をしています。

これ、どちらがよかったですのかというのは、タラレバではございますけれども、あのときのBPOの放送倫理検証委員会が設置された後、非常に放送界がBPOの放送倫理検証委員会のことをPRして、毎日のようにBPOがこういうことをやっていますアピールをしたというのは、社会にとって非常に重要なメッセージだったのではないのかなと思います。言うなれば、自らの自主・自律をどういうふうにするのかを示したことにもつながったのではないのかなと。

そういうことからすると、今回のこの民放連とそれから総務省の方で審議をしていること、まさにこれまでの経験を踏まえつつも、どうやってしっかりとした形でのガバナ

ンス確保をしていくのかのアピールをしている、すごく透明性ということをアピールしていくことは非常に重要なのではないかなと思います。ぜひ、その部分を御検討いただければというのが1点です。

それから先ほど、一番最初に深水先生からの御質問に関してお答えをいただいて、まさに制作会社と芸能事務所に関して、キー局をはじめとしたサイズの大きさによる違いというものがそこに現れていると思いました。特に制作会社に関しましては、コンテンツ振興課が展開されていらっしゃる製作取引の検証・検討会議の方で随分調査をされていて、なおかつそこでも大きな違いはデータで出ていると。このことが片方で走っておりますので、それをしっかりとやらなくちゃいけないということがあろうかと思いますが、芸能事務所に関しましてもまさに取引問題だと思いますが、そこも検証していくことはすごく重要だと、何を申し上げているのかといいますと、東京を中心とした大手局とローカル局で温度差が相当あるのではないかと思います。もちろんのことですけども、今回のケースでいうと、広告を引き揚げるという問題がございましたので、そこは我が事というふうにどんどんなってきていることだと思いますが、そこはもっと詰める必要があるのではないかなど。

そういう意味においては非常に重要なのはチェックで、今回つくられようとしている審議会とそれから各局との連携をどういうふうにしていくのかということなのだと思います。特に私が気にいたしますのは、これはほかの御専門の先生がたくさんいらっしゃるのですけれども、私の認識ですと日本の民放局は監査役が割としっかりと置かれているかとは思うのですが、その監査役の役割でいうと、会計監査のみならず事業監査の部分を割としっかりとやっているところがどのくらいあるのかというのは、チェックの必要があるのではないか。または、監査役協会に入られて実際にトレーニングをしている、勉強しているところがどのくらいあるのか。これは御専門の先生方がいらっしゃるので御知見をいただければと思うのですけれど。

ここは非常に重要で、そのことからすると今回の監査役を含めたある種のセミナー的なことをやるのは、多分事業から比べても割と本格的にやらなくてはいけない領域なのではないのかなと思います。その部分、ぜひこの新たにできる組織の中で進めなければと思いますし、先ほど何人かの先生からの御質問もございましたけれども、この新たな審議会というのは大事故が起ったときにのみ動くのではなくて、恒常的な活動が非常に重要なのではないのかなと思います。

最後にもう1点、民放連に加入していることによって様々な利益を得ていることは確かですし、それから先ほど本橋理事の方からもお話がありました私大連も同様と思思いますけれど、仮に資格停止になることによって非常に大きな不利益が出ることは確かだと思うのですが。ちょっと意地悪な見方をすると、会員資格の停止ということは会費を払わないということですので、言うなれば、不祥事を起こした会社のトラブルをその会社以外の人たちみんなでサポートすることになりますので、ちょっと何だかなという感じもしないわけではない。言うなれば、そのことからすると会員サービスの停止という方がより皮膚感覚的には近いのかなと思います。もちろんのことですけど、会員サービスの停止というルールをつくってくださいということではないですが、ある特定の不祥事を起こした会社によって放送界全体の信頼性が損なわれたことに対する反省をどういうふうにしていくのかを考える、そういう審議会の運営としていただければなと思いました。

私からは以上です。

【日本民間放送連盟】

アピールが必要だというのはおっしゃるとおりです。9月18日の会長会見の後、キー局各社、NHKにも報じてもらいました。難しいニュースだったのですが、1分以上かけて全局が報じていました。たった1分かと思われるかもしれません、夕方のニュースに1分出ることは本当に大変なことで、「ああ、今回のアピールはNHKもやつてくれたな」と思いました。こうしたことを継続していかなければいけないと思いますので、御指摘ありがとうございます。

検証審議会は、確かに平時の活動が大事だと私たちも思っています。そもそも発端は、問題を起こした社への制裁よりも、二度とこうした不祥事を起こさないためにはどうするかだったと思いますので、そのことを重く受け止めてきちんとやっていきたいと思います。

除名すると会費を払わなくて済むとの話がありましたが、今の建て付けはそうです。会員サービスの停止について、会員活動の制限が定款上にありますから、除名ではない定款上の処分として考えられるのではないかという御提案、アドバイスだと思いますので、考えていきたいと思います。

【巽構成員】

巽でございます。端的にと思いますけれども、総務省のおつくりいただいた資料5-2の9ページ目の論点というものに即して少しだけコメントがございます。

お示していただいた論点のフレームワーク自体に異存はございませんで、少し議論の経緯上、この検討会のスコープを超えるかもしれないのですけれども気になった点を述べさせていただくと、9ページの3つ目の箇条書には、指針に基づく取組の状況の評価が必要であると、私もそれはそう思うのですけれども、その際の評価の主体や評価の観点はどうあるべきかという問題提起がございます。ここで慎重に誰が評価をすること自体をブランクにされているのが、今後少し私としては気になるところです。これまでの議論を踏まえましても、恐らく民放連に関係各社の指針の取組状況をモニタリングしていただくことの延長から、民放連にこの評価を担っていただく方向の議論は一つあり得るんだと思っております。

ただ私としましては、そのような形で民放連に、言わば金融のところで金融庁に御報告いただいたような自主規制機関としての役割を担っていただく方向にかじを切っていくのであれば、民放連にそのような公的な任務があることをどこかの段階では法制上措置しなければいけないのではないかという感触も持っております。この検討会でどうするという話ではないのですけれども、結局、自主規制機関を正式に放送分野について仕組むのであれば、恐らくこれまでの放送行政からはある程度の転換が必要になるのではないかと思いますし、ひとまずは民放連の取組をベースにしながらどうするのかという話になっていくのだと思いますが、例えばその会員各社への制裁の在り方ですとかその種のものまできちんと議論していくこうとなると、今私が申し上げた部分も議論が必要かなということは思っております。

以上です。

【林構成員】

民放連に追加的なコメントなのですけれども、各構成員の先生方の御発言、特に音先生が最初に言われたことと多分にかぶってしまうのですけれども、この指針の粒度についてコメントに近い質問がございまして。私はこの指針は過不足なく必要な事項を網羅していると思います、高く評価しているところなのですけれども。

ただ、この粒度ということについて、まさに各所から意見があるかもしれませんと、も

う少し事細かに規定していくべきではないかとか、あるいはもう少し自主規制機関としての位置づけを強化すべきではないかとか、そういう意見が社会、ステークホルダーからもしかしたらあるかもしれませんと。そういうたまりそうな御意見に対して、放送業界にとってこの粒度が放送各事業者の自主・自律の観点、あるいは放送の健全で持続的な発展にとって望ましいのだということ、やはり社会一般に対して説明していただくということが大事なのではないかと思います。

私は粒度という言葉を用いましたけれども、要するに粒度というのは、何を必ず守る原則として明示するかと、何をその各社の自主・自律の観点からある程度裁量に任して最適化させるか、そして、それを社会にどう見える化するかという3点設計で決まると思います。詳しく書くことが説明責任を果たすことではないと思っていますので、その原則の明確さと運用の検証可能性、そしてその対外説明の重要性という掛け算で決まるところかなと思います。

先ほど落合先生からお話のあったガイダンスも重要だと思いますし、そういう放送業界にとっての望ましい、アジャイルな粒度を確保しつつ、その一方で民放連として、この指針案をはじめとする一連の民放連の取組に対して、放送事業者に課された職責という観点、私はこの職責という言葉が非常に好きで、座長もこの検討会の一番最初にそういう事をおっしゃったと思うのですけれど、職責という言葉が極めて大事だと思っていますので、その観点から社会への説明力、これをどう高めるかがやっぱり大事なのではないかなと。そのための方策も併せて検討していただきたいと思います。

先ほど事務局にさせていただいた質問と同じことなのですけれども、かぶって恐縮ですが、御検討をよろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】

本日、民放連に今までの取組の状況について非常に貴重な御発表をいただき、それによって、私どもの検討会の議論も資料の5-2に即しながら具体的な議論ができたことに、まず御礼を申し上げたいと思います。

お話を伺っていて、いろいろ論点はあるのですけれども共通していることは、もともとの放送事業者の方々がやってこられた取組、そしてそれを基礎にしてさらに、上田構成員のおっしゃりようを借りれば、その脆弱性が今露呈した部分、それから今後将

来起きてくるであろうリスクへの分析や対応も含めた、広い時間軸の中でこの問題を位置づけて、ガバナンスの向上を、資料の5－2の冒頭の方にもありますけれども、不断の取組として続けていくことについて、御指摘が繰り返しあったと思います。これが第1点目です。

2点目は、放送の自主・自律という観点から、まず放送事業者の方々のガバナンスの実践が大事であるというお話をございました。その際、より具体的に言えば、経営層それから社外取締役、監査役、またそれ以外の第三者の目線をどう入れていくかについて具体的な御指摘があったと思います。後に述べるガイドンス等々に関わるところでもありますけれども、その辺りを深掘りしていっていただくことが大事かなと。特に経営層が社内外にガバナンスの仕組みにコミットする姿勢を示すことが一番、例えば従業員の方であったりステークホルダーが、この会社は信頼できるなと思うという意味でも、大事なことだと。また、実際にリスクが発現した場合の対応、そういう場合の経営層の対応力にもなるだろうと思いますので、その辺りをさらに今後民放連の中で御議論いただくのかなと思ったところです。

それから3点目は、これまた上田構成員が、仏つくって魂入れると極めて特徴的なお話をしていただいたと思います。資料の5－2の9ページのところで、事務局としてもさらに構成員の意見を聞きたいということで、オープンエンドの形でどういう点を注意すべきかという形で論点を出していただいておりますけれども。指針に盛り込むべき内容という、その指針本体もありますけれども、同時にこの指針をその多様な事業主体がいる放送業界において適切に実装し運用し、また改善していっていただくための、落合構成員はガイドンスとおっしゃっていましたし、あるいはこの指針の解説ということもあるのかもしれませんけれども、そういったものも含めて、透明性、実効性を確保するという取組について、民放連でさらに御検討いただいていると思いますし、また、この検討会で一定の取りまとめを行う上でも考え方を整理することになるのかと思っております。

4点目は、そのような各事業者がガバナンスの取組をしていく実装を支えている民放連の役割、また民放連の情報発信等についても、審議会のイメージを含めて御議論ありました。これもまた本日こういう議論があったということを参考にして持ち帰って議論いただければと思います。当面、資料5－1という形で提示いただいたコーポレートガバナンス強化に関する基本的な考え方に対して高い評価が得ら

れたと同時に、今後これをどうさらに実装して進めていくのかについてこの場で御意見があり、また、それを踏まえて私どものこの検討会でも、本日の論点整理案を充実させて、その次につなげていきたいと思っております。

(4)閉会

宍戸座長より、今後の進め方について、取りまとめの(案)の議論の前に会合を増やして、取りまとめ骨子(案)を議論する旨提案があり、第6回会合では取りまとめ骨子(案)について議論することとなった。

事務局より、第6回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。